研究報告

協同組合のアイデンティティに関する ICA声明の再検討に向けて

一般社団法人　ＪＡ共済総合研究所
専門職　武田俊裕（たけだ　としひろ）

アブストラクト

2021年12月の第33回国際協同組合同盟（ICA）ソウル大会において、「協同組合のアイデンティティに関する声明」の四半世紀ぶりの改定に向けた検討が開始された。この検討にあたり考慮すべき主な論点として、協同組合の定義・価値における「自助」・「連帯」・「自己責任」・「文化的ニーズ」の意義、第７原則「地域社会への関与」とSDGsの関係、協同組合の従業員の位置付けに関する原則の要否等が挙げられる。わが国の協同組合においても、この検討を契機として、2030年を見据えた協同組合横断的な長期ビジョン「協同をひろげて、日本を変える」の実現に向けて協同組合原則への関心・理解を深めることが求められている。

（キーワード）　自助と共助　文化的ニーズ　SDGs　JCA2030ビジョン

目　次

１．ICA声明の再検討の背景と論点
２．協同組合の定義と価値の再確認
　（1）「自助」・「連帯」・「自己責任」とは
　（2）「文化的ニーズ」とは
３．地域社会づくりと第7原則
　（1）取組課題の選択と「地域」の設定
　（2）SDGsと第7原則
４．その他の論点
５．結語

1．ICA声明の再検討の背景と論点[1]

1895年に設立された国際協同組合同盟（ICA）は、ロッチデール公正先駆者組合が掲げ、慣行として定着していた協同組合の運営原則を定式化し、推進することを重要な役割としており、ICAは、1937年、1966年、1995年の３度にわたる原則改定を行ってきた。

直近の改定は1995年のマンチェスター大会における「協同組合のアイデンティティに関する声明」（以下「ICA声明」という）の採択により完了したものであり、その背景となった社会的・経済的変化としては、次のものがあったとされている。

◎　残された欧州植民地の解放
◎　冷戦の終結
◎　欧州連合の劇的な拡大
◎　新自由主義的な経済政策の台頭
◎　世界経済のグローバル化
◎　新たな情報化社会の到来

このICA声明について特筆すべき点として、次の３点が挙げられており、これらによってICA声明は、現在、世界の協同組合が共有している「協同組合のアイデンティティ＝協同組合とは何か」のコンセプトとなっている。

①　協同組合が活動する地域社会の持続可能な開発への関与を表明する新たな「第７原則」が加えられたこと
②　「人々の共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえる」という目的に基づく協同組合の普遍的な定義が含まれたこと
③　７つの運営原則を補うものとして、協同組合と組合員の考えや行動を導く全般的な規範である「協同組合の価値」と、組合員が自らの事業で実践する行動の価値を示す「協同組合の倫理的価値」を定めたこと

ICA声明が採択されてからの25年間、社会・経済は次のようにさらに急速に変化し、混乱してきた。

◎　デジタル化による事業・取引の変容
◎　ジェンダーをめぐる文化的規範の変化
◎　雇用契約に基づかず、自由ではあるが不安定な働き方の広がり（ギグ・エコノミー）
◎　格差の拡大による政治不信や反動的・ポピュリズム的政治運動の高まり
◎　「多様性」・「平等」・「社会的包摂」のスローガン化
◎　環境劣化と異常気象
◎　先進国での高齢化・人口減少と途上国での大規模な人口移動
◎　パンデミックによる経済の混乱

これらを受けて、投資家の所有する企業においては環境・社会・ガバナンスが経営の中心的な関心事項となり、一方、協同組合のなかには、企業の実践・規範を取り入れたり、破綻や株式会社化に至ったりする例が見られるようになった。

こうした時代を迎え、協同組合の事業モデ

1　本節の内容は、国際協同組合同盟「協同組合のアイデンティティを考える　第33回ICA大会に向けた討議資料」に基づいてまとめたものである。JCAウェブサイト　https://www.japan.coop./wp/wp-content/uploads/2021/10/bd794cacb93b80be562b839fe707ad43.pdf参照（2022年２月14日閲覧）。

ルに対する理解を深め、その活用法を改善するというニーズに応えるため、ICAは「協同組合のアイデンティティを深める」をテーマとした大会を2021年12月１～３日にソウルで開催し、ICA声明の集中的な再検討を始めることとした。

ICAは、ソウル大会を控えた2021年11月16日、ICA声明の再検討を支援することを目的として、「協同組合のアイデンティティを考える　第33回ICA大会に向けた討議資料」（以下「討議資料」という）を発表した。そのなかでは、ICA声明の「定義」・「６つの価値と４つの倫理的価値」・「７つの協同組合原則」について、振り返りや議論を促進するための「論点」が質問形式で明示されている**（図表１参照）**。

以下の各節では、わが国における「協同組合のアイデンティティ」の理解を深め、その理解を、日本協同組合連携機構（JCA）が中心となってまとめた、わが国初の協同組合横断的な長期ビジョンである「JCA2030ビジョン：協同をひろげて、日本を変える」[2]に向けた取組みに活かすために考慮すべきポイントについて考察する。

２．協同組合の定義と価値の再確認

（１）「自助」・「連帯」・「自己責任」とは

討議資料は、ICA声明において協同組合とその組合員・リーダー・スタッフが共有すべき規範である「６つの価値」について、それぞれが意味するところを解説している。その冒頭で、協同組合の価値である「自助」については、「人びとは自らの運命に影響を及ぼせるし、また影響を及ぼすべきである」という考え方に基づき、「人びとは協同による行動を通じて、自らのスキルや知識、理解を向上でき」、「手を携えた行動は個々での取り組みよりも強力となりうるものであり、そのような行動を通じて人びとは自らの運命を平和的に改善する意思と能力がある」と説かれている。また、注釈として、ICA声明のフランス語版では「自助」はentraide（英語にするとmutual aid＝共助）と訳され、自助の「集団的アプローチ」を明確に示していることが紹介されている[3]。

これと併せて「連帯」については、「多くの人びとが協力して、個人のニーズ（自助）やグループのニーズ（相互自助）に応えるよう取り組むことで、それぞれ別個で取り組むよりも大きなメリットを個人にもたらすことができる」という考えから生じたものであると解説されている。

また、「自己責任」については、「組合員が自らに対して責任がある」ことに加え、「組合員は自らの協同組合に対する責任を引き受け、また友人や家族に協同組合を勧める」ことと、「民間資本や政府などからの不適切な外部の影響から、協同組合が自立し続けられるようにすること」も組合員の責任であると説いている。

ここに示された「協同組合にとって最も重要な規範」としての「自助」や「自己責任」は、わが国で一般的に理解され、用いられている

2　JCAウェブサイト　https://www.japan.coop/about/pdf/210621_04.pdf参照（2022年２月14日閲覧）。
3　協同組合の基本原理としての「相互自助」を論じたものとして、堀越芳昭＝日本協同組合連携機構編・新時代の協同組合職員－地位と役割－240頁〔堀越芳昭〕（全国共同出版・2018年）参照。

（図表１） ICA声明の再検討にあたっての論点

1995年に改定された内容	討議資料に示された論点
〔定義〕 協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。	協同組合の定義は完全だろうか？時代遅れな箇所はないだろうか？不要な箇所はないだろうか？
〔価値〕 協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。	協同組合の価値のリストは、完全だろうか？欠けている要素はないだろうか？それぞれの意味は明確だろうか？協同組合の管理運営方法で、これらはどのような意味を持つだろうか？
〔倫理的価値〕 協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を信条とする。	倫理的価値のリストは、完全だろうか？欠けている要素はないだろうか？外すべき要素はあるだろうか？協同組合の管理運営方法で、これらはどのような意味を持つだろうか？
〔第１原則：自発的で開かれた組合員制〕 協同組合は自発的な組織であり、性による差別や、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のあるすべての人びとに開かれている。	1．協同組合は、この原則をどの程度尊重してきただろうか？ 2．協同組合の組合員制は本当に、そこでしかアクセスできない必要なサービスや商品を提供する、自発的で開かれた組織と言えるだろうか？ 3．開かれたアクセスに関する制限（注）は、妥当だろうか？ 4．マイノリティや恵まれない人びとの公正な処遇や完全な包摂の保証で、協同組合は民間、公共または慈善団体から遅れをとっただろうか？女性組合員の完全な平等の保証では、遅れをとっただろうか？
〔第２原則：組合員による民主的管理〕 協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その方針立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（１人１票）を持っている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。	1．協同組合の組合員は、民主的権利を当たり前のように思っているのだろうか？この問題を、どのように解決できるだろうか？ 2．大規模な協同組合は、組合員の民主的参加を推進するよう十分に対応しているだろうか？原則では、この課題に言及すべきだろうか？ 3．これまで十分代表されていない女性や他の社会集団が、運営機関で十分に参加および代表できるような対応で、協同組合は遅れをとってきただろうか？本原則は、この問題に対応できるだろうか？
〔第３原則：組合員の経済的参加〕 組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。 ・　準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため－その準備金の少なくとも一部は分割不能なものとする－ ・　協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため ・　組合員の承認により他の活動を支援するため	1．組合員の経済的参加に関する条項は、あらゆる発展段階（つまり立ち上げ、成長、発展、成熟）の協同組合における資本ニーズへ十分対応しているだろうか？ 2．不分割積立金は、株式会社化への試みから守る効果的な方法であるが、これは更に強調されるべきだろうか？

（図表１） ICA声明の再検討にあたっての論点（続き）

1995年に改定された内容	討議資料に示された論点
〔第４原則：自治と自立〕 協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行う。	１．法や規制、協同組合との法的な契約条件によっても、公的機関がしばしば協同組合の自治を侵害しているという点を、上記の原則は十分認識しているだろうか？ ２．市場のプレッシャーは法的な取り決めと同じくらい、協同組合の自治や行動の自由を危うくしているだろうか？第４原則は、この課題に対応できるだろうか？
〔第５原則：教育、研修および広報〕 協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。	１．この原則の範囲は広すぎるだろうか？狭すぎるだろうか？
〔第６原則：協同組合間の協同〕 協同組合は、地域的、全国的、（国を超えた）広域的、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。	１．第６原則は通常、取引や事業展開という活動領域内での協同を含むものとして解釈される。この点を明示すべきだろうか？ ２．調達活動において、協同組合は他の協同組合を優遇すべきだろうか？ ３．協同組合が国内外で、新たな協同組合の開発に向けて体系的に貢献している所もあり、この取り組みは助成金や貸付金、保証、協同組合開発基金への寄付、専門知識の提供などの支援を通じて行われている。このような実践を、第６原則の中で一般化し組み込むべきだろうか？
〔第７原則：地域社会への関与〕 協同組合は、組合員が承認する方針にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。	１．この原則の表現は、全体的な範囲が十分強く伝わっているだろうか？ ２．社会的不平等への対応や持続可能な開発の推進で、先進国の協同組合は、他の社会的連帯事業や進歩的な投資家所有企業に押されているだろうか？ ３．協同組合原則では、協同組合の従業員の位置づけや処遇について言及されていない。これらは言及すべきだろうか？

（出典）「協同組合のアイデンティティを考える　第33回ICA大会に向けた討議資料」に基づいて筆者作成

（注）第１原則の「開かれたアクセスに関する制限」として、討議資料においては、ステークホルダーの種類（例えば、農業協同組合における農業者）、地理的エリア、人数制限、事業展開ベース（例えば、労働者協同組合における特定の職場）が挙げられている。

「自助・共助[4]」や「自己責任」とは違った意味・ニュアンスを持っている。

わが国では、協同組合の理念は「相互扶助」であると説明されることが多い。しかし、上述のように、討議資料は、組合員が連帯して共通のニーズをかなえようとすることを「相互自助」（英語版ではmutual self-help）と表現している。討議資料の他の箇所で「助け合い」と訳された英語表現はinterdependenceまたはsupport for each otherであり、協同組合の価値としての自助とは区別して表現されている。討議資料は、「ＡがＢに依存し、ＢがＡに依存する」、「ＡがＢを助け、ＢがＡを助ける」ということではなく、「ＡとＢが手を携えて共通のニーズを自らかなえる」ことに協同組合の価値がある、と理解し、説明しているようである。

JCA2030ビジョンでは、「社会を変える」ための協同組合運動の出発点として、組合員・役職員が「協同とは何か、協同組合とは何か」について考えることを求めている。討議資料も、協同組合の価値に関する論点として、「それぞれの意味は明確だろうか？」と問うている（図表１）。「わが国においては、（ICA声明が1995年に採択される以前から）人々が、より良い社会においてより良く生きていくために共に取り組むことを『助け合い』と表現し、それが定着してきた」と整理することは不可能ではないようにも思われるが[5]、いずれにせよ、協同組合の最も重要な規範である「自助」の意味、これまで定着してきた「相互扶助」との異同を今後どのように整理し、組合員・役職員の共有する確信に高めていけるか、今回のICA声明の再検討にあたって改めて問われているといえる。

（２）「文化的ニーズ」とは

ICA声明における協同組合の定義には、「人びとの…共通の…文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする」旨が含まれている。討議資料は、人々のニーズや願いが、経済的・社会的・文化的ニーズのすべてを同時に含むものであることを強調し、「協同組合は協同の文化を発展させ、また協同の文化を拠り所とする」と説明している。

ICA声明が「生まれてきた状況を説明する」ものとして作成された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明のバックグラウンド・ペーパー」には、協同組合が包含し得る文化的目標の具体例が、「民族文化の振興を支援したり、平和運動を推進したり、文化・スポーツ活動を後援したり、地域社会における人間関係を改善するなど」と記されている[6]。また、JCAは、第７原則に関する説明のなかで、「地域社会づくりに不可欠なテーマ」である地域文化の振興の取組みの例として、「伝統的な食文化と郷土料理の見直しや掘り起こし、伝統芸能の保存や振興、組合員のサークル活動や文化祭」を挙げている[7]。

文部科学省に設けられた文化審議会文化政

4　一例として、JCA2030ビジョンのなかに、「2030年にむけた諸問題は自助努力に委ねるだけでは解決できず、また、公助にも限界がある」、「日本の各協同組合は、それぞれが…協同組合らしい共助による役割発揮をすすめている」という文章がある。
5　一例として、ＪＡグループの用いている研修教材には、「相互扶助の精神とは、自立した個人が連帯し、助け合う精神のことである」との説明がある。全国農業協同組合中央会・私たちとＪＡ－ＪＡファクトブック－12訂版（2019年）11頁参照。
6　日本協同組合学会訳編・21世紀の協同組合原則　ICAアイデンティティ声明と宣言30頁（日本経済評論社・2000年）参照。
7　日本協同組合連携機構・新協同組合とは〈五訂版〉－そのあゆみとしくみ－110頁（2022年）参照。

策部会が2005年にまとめた報告書は、地域文化に関わるものとして、文化芸術（オペラや演劇）の鑑賞・創造の他、「地域の豊かな自然や言葉、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建造物や町並み、景観、地域に根差した文化芸術活動等」を挙げ、「住民の地域への誇りや愛着を深め、住民共通のよりどころとなり、地域社会の連帯感を強める」ことに加え、これらに関連する産業を活性化し、観光資源にもなり、教育・福祉の分野にも効果があるという認識を示している[8]。

他方、国連が2015年に採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための開発アジェンダ」の中核を成すとされる「持続可能な開発目標」（SDGs）は、17の目標と169のターゲットからなる広範な内容のものであり、ICAも2030年に向けた戦略としてこれに取り組むこととしているが[9]、そのなかに文化に関する目標・ターゲットは掲げられていない。

今後、わが国の協同組合が、JCA2030ビジョンに掲げられた「持続可能な地域社会の実現」に取り組むとすれば、地域の人々の「文化的ニーズ」をどのように捉え、2030年を見据えて具体的に何に取り組むのかが明確になっている必要がある。SDGsには触れられていないが、上述の文化審議会文化政策部会が指摘した「住民の地域への誇りや愛着」や、ICAがバックグラウンド・ペーパーで指摘した「地域社会における人間関係の改善」は、これからのわが国における地域住民の心豊かな生活に不可欠の要素であり、協同組合がそれにどのように関わってきたか、これから関わっていくべきか、それを内外にどのようにアピールしていくべきかを明らかにすることは、それぞれの地域においても、また全国レベルの指針策定や情報共有を行ううえでも、自ら選択・判断すべき重要な論点であると考えられる。

３．地域社会づくりと第７原則

（１）取組課題の選択と「地域」の設定

１．で述べたように、協同組合の第７原則「地域社会への関与」は、1995年のICA声明の採択の際に新たに設けられたものである。討議資料における第７原則に関する解説は、他の原則に比して詳細なものではなく、この原則が含み得る多様な課題・領域を箇条書きで羅列することが中心となっている。その具体的内容は**図表２**のとおりであり、社会・経済・環境・文化の領域にまたがるかなり広範なものとなっている。

討議資料は、「協同組合が、地域で所有および管理される事業体として、協同組合が優先する重点事項を組合員自身が決定する。この重点事項は、協同組合の種類…や特定地域内の経済および社会的状況によって異なる可能性がある」と述べている。JCA2030ビジョンによって「持続可能な地域社会の実現」に取り組むこととされたわが国の協同組合は、これらの広範なリストを参照しつつ、2030年

8　「地域文化で日本を元気にしよう！」文化審議会文化政策部会報告書２頁（2005年）、文化庁ウェブサイト　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/sokai/sokai_4/37/pdf/shiryo_2_1.pdf参照（2022年２月14日閲覧）。
9　国際協同組合同盟「協同組合の第２の10年に向けた人々を中心に据えた道のり－2020－2030戦略計画」５Ｂ．４およびＤ．３（2020年）、JCAウェブサイト　https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2020/07/2ae60b1fa2f931b5358a50167d2b4a82-1.pdf参照（2022年２月14日閲覧）。

（図表２）討議資料において第7原則に関わるとされた課題

◎　地球的環境問題の深刻さ
◎　医療その他の基本的なサービスへのアクセス
◎　オープンソース型ＩＴソフトウェア（特に銀行・保険部門）
◎　国連のSDGs達成における他の組織との協同
◎　グローバルな平和と社会的結束の促進
◎　市民社会の構築支援
◎　持続可能な開発
◎　多様性と包摂
◎　働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）
◎　倫理的なバリュー・チェーン
◎　食料安全保障
◎　人類の無形文化遺産
◎　住宅とエネルギー
◎　パートナーシップ

（出典）「協同組合のアイデンティティを考える 第33回ICA大会に向けた討議資料」に基づいて筆者作成

に向けて何に取り組むのかを決定しなければならない[10]。SDGsについて、「多すぎる目標」が実行段階における障害の１つとなるとの指摘がある[11]が、JCA2030年ビジョンの実現に取り組むわが国の協同組合も、これと同様の状態にあるといえるのかもしれない。

また、わが国の協同組合が、地域社会の課題として何に取り組むかを判断する際には、「地域」をいかに捉えるかも重要な要素となる。例えば、初等中等教育に関する課題を考える際の「地域」と、生活圏・商圏に関する課題を考える際の「地域」と、医療・福祉に関する課題を考える際の「地域」と、エネルギーの循環を考える際の「地域」には、それぞれ異なった範囲を設定することが必要となることが想定される。大きな河川をめぐる環境や防災を考える際には、上流と下流を合わせた「地域」を想定することが妥当な場合もあろうし、特定の品物を生産する範囲を「地域」と捉えることが妥当な場合もあろう。

JCA2030ビジョンは、協同組合横断的なものである。地域課題をいかに捉え、どう取り組むかの判断は、各種の、各地域の協同組合が個々に行うのではなく、早い段階から互いに連携し、課題意識や取組方針を共有しながら行うべきものである。そのための検討の場

10　このリストのなかで、「オープンソース型ＩＴソフトウェア」や「市民社会の構築支援」といった項目は、途上国を念頭に置いて挙げられたものであると考えられるが、逆に、このリストにはないが、わが国において特に重要な課題として「防災・減災」が挙げられる。武田俊裕「協同組合の戦略動向と協同組合共済の課題」共済総研レポート　第171号29頁参照。
11　村上周三他・SDGsの実践　自治体・地域活性化編７頁〔村上周三〕（事業構想大学院大学出版部・2019年）参照。

の設定、進捗管理や情報・事例の共有を積極的かつ的確に行うことが、全国段階の組織には求められることになる。

（2）SDGsと第７原則

2015年に国連において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための開発アジェンダ」が採択されて以来、SDGsは多くの人々に広く知られるようになり、協同組合においても具体的な取組みが始められ、その取組みが「ジャパンSDGsアワード」の表彰対象となる協同組合も現れている[12]。SDGsの特徴の１つが「バックキャスティング」、すなわち「最初の段階から2030年時点の自身のあるべき姿を描き、その姿から立ち戻ってそれを実現するための計画を現在から2030年に向けて、順次立案すること」が推奨されていることであり[13]、現状の延長線上にはない目標を設定して現状とのギャップの解消に取り組むという理念が「我々の世界を変革する」という標題に反映されている[14]といわれている。

こうした特徴を踏まえ、協同組合の取組みの現状について、「現実的には目の前の課題が出発点となり、「できることから取り組む」にとどまっているのが…現実だ。SDGsは流行したが、結局、自分たちに可能な「目標」のみに取り組むというチェリーピッキングに留まっている」という指摘が行われる例も見られるようになった[15]。

他方、「誰でも参加できるような、ハードルの低い入口を用意すること」がSDGsの取組みの第一歩、言い換えれば、世界的なイノベーションも、１人ひとり、１社１社が「なにかできること、ひとつ」の行動を起こすことから始まる、という考え方も主張されるようになっており、こうした取組みには、そうした行動が社員の意識改革や行動変革を促すとともに、試行錯誤を恐れず、必要な微調整が機敏に行えるというメリットがあるとされている[16]。

ICAは、ICA声明の見直しに伴って、第７原則に従って地域社会に関与しようとする協同組合に対して、特段バックキャスティング的な思考や行動を推奨しているわけではない。JCAの中期計画においても、2023年度までに共通課題を探り、2026年度までの実践・議論を通じて見直し・豊富化を行い、2029年度までの実現を目指すという段階を踏むことが謳われており、現時点において具体的な将来像やそれに至る政策目標・達成目標が特定されているわけではない。

確かに、SDGsにおいて掲げられた目標のなかには、環境・エネルギーのように従来以上に切迫感を持って対応すべきものも含まれている。しかし、17の目標と169のターゲットのすべてが、2030年までに、バックキャスティングの典型的な成功例として多く引用されるアポロ計画と同様のやり方で一挙に解決

12　パルシステム生活協同組合連合会が第１回副本部長賞を、日本生活協同組合連合会が第２回副本部長賞を、ふくしま未来農業協同組合が第４回パートナーシップ賞を、それぞれ受賞した。
13　村上等前掲注（11）26頁〔村上周三〕参照。
14　蟹江憲史・SDGs（持続可能な開発目標）４頁（中公新書・2020年）参照。
15　2021年10月20日付農業協同組合新聞８面「「自分の言葉」で未来描こう」に掲載された、ＪＡの取組みについての論評である。
16　次原悦子＝サニーサイドアップグループ・2030年を生き抜く会社のSDGs121頁、139頁および142頁（青春新書インテリジェンス・2021年）参照。

すると考えるのも現実的ではない。協同組合が取り組む地域課題の多くは、いわゆる「草の根」のくらしや仕事に関わるものであり、（アポロ計画とは違って）数多くの組合員・地域住民や各種の事業体が意識や行動を変え、それが根付くことによって初めて達成できるものである。協同組合は既に、組合員が自ら生活し、働く場において運営し利用する身近な存在であり、「いま地域社会に対して果たしている役割、組合員・地域住民の役に立っている事柄」＝「できること」を出発点として、第７原則の実践をより充実させ、それを協同組合の内外に知らせて協同組合に対する確信や支持を得ていくという考え方もあってよい。近年SDGsは広く認知され、多くの組合員や多様なステークホルダーとの意識統一のために効果的な「共通言語」（考え方の枠組み）になってきているが、ICA声明が改定される目的・意義は、過去３回と同様、あくまで協同組合運動・事業を将来にわたって発展させることであり、決して「SDGsブームに乗る」ことではない。

４．その他の論点

①　第５～７原則は協同組合運動の広がりを表現できているか

討議資料は、第５原則・第６原則・第７原則に関して、その範囲や表現が適切かを論点として挙げている。

第５原則の解説を踏まえて検討すると、確かに、①「協同組合間における情報や知識の交流」が広報の一環として捉えられていること、②「協同組合や組合員の長期的な利益のために決定を行えるようなスキルや知識」を協同組合のマネージャーや職員に身に付けさせる必要性、③協同組合教育には「全般的に意識と責任のある市民としての教育」や「皆にとって持続可能で包摂的、そして平和な未来の構築に向けた教育」が含まれること、といった重要な論点が、現在の第５原則の文言で明快に表現できているとはいえない。

第６原則については、論点として示された「新たな協同組合の開発」に向けた国内外の体系的な貢献、解説で触れられた「フェアトレード運動や倫理的なバリュー・チェーン構築」、政府・公的機関とのパートナーシップの構築など、協同組合が互いに協同することにより、国境を越えて社会的な影響を与え得る運動であることを、現在の文言から読み取ることは難しい。第７原則についても、「地域社会の持続可能な発展のために活動する」という短い文言のなかに、「持続可能な開発に関する地域社会の決定が、世界的な影響を及ぼしうる」という認識や使命感を読み取ることは難しい。

３つの原則について討議資料が解説している、それぞれの時間的・空間的な広がりは、地球システムそのものの持続可能性の危機と新自由主義の行き詰まりに直面し、世界規模でポスト・コロナ時代の新たな秩序づくりを模索しつつある各国の協同組合とその組合員にとって、他の事業体とは一線を画す運動の実践の基準として、より明確に表現され、強く認識されるべきものであると思われる。

②　協同組合の従業員の位置付け

討議資料は、第７原則に関する論点の最後に、「協同組合の従業員の位置づけや処遇に

ついて」協同組合原則で言及すべきかを挙げている。

討議資料は、前回の協同組合原則の改定後に世界に生じた変化・混乱に対して協同組合がいかに対処し得るか、対処すべきかを中心に論じているが、この間、組合員の側にどのような意識やニーズの変化が生じているかについては詳しく論じられていない。世界各国の、様々な種類・世代の組合員を一括りに論じることが容易でも適切でもないことは事実であるが、だからこそ、組合員の、特に社会的・文化的なニーズを、他の事業体に遅れをとることなく正しく把握し、望ましい社会に向けて適切に導くことは、協同組合がこれからも役割・可能性を発揮していくうえで、また、そのための人材を確保していくうえで、決定的に重要となるはずである。そうした観点から、組合員とのコミュニケーションの前面に立つ従業員の位置付けや、あるべき教育・研修の指針について何らかの記述を加えることは、十分に検討すべき論点であると考えられる。

③　法規制による協同組合の自治の侵害

討議資料は、第４原則に関して、「法や規制…によっても、公的機関がしばしば協同組合の自治を侵害しているという点を、上記の原則は十分認識しているだろうか？」という論点を提示している。

わが国の協同組合は、2016年施行の農業協同組合法の一部変更に至る一連の政府主導の「農協改革」をめぐる政策形成過程において、総合事業の解体、連合会の株式会社化、単位農協の代理店化、民間経営経験者の理事登用の義務化、准組合員の事業利用制限等、協同組合のアイデンティティの基本である「組合員による所有と管理」（ICA声明の定義・第２原則）を否定する内容の法律変更が俎上に載せられたという経験をしたばかりである[17]。

今後のわが国の協同組合が、ICA声明の再検討を受けて、協同組合のアイデンティティの内容と重要性に関する教育・研修や世論への働きかけを行うにあたっては、協同組合に対するこうした無理解・攻撃に対峙すべき場合もあるという緊張感を失わないことも必要である。

④　今後の検討に向けての留意点

2021年12月１～３日に開催されたICAソウル大会では、環境変化に対応する各国の取組事例と今後の展望が共有され、今後は諮問委員会の場で検討がすすめられる旨報じられている。この大会で始められたICA声明の「集中的な再検討」が、どのような改定に収束していくか、議論の動向を注視していく必要がある。

定義・価値・原則のいずれも、すべての加盟国の協同組合に適用可能な抽象的な表現で比較的短い文章にまとめられている。討議資料に示された様々な検討の要素が、改定後のICA声明でそれぞれ詳細に論じられる形にはならないと考えられる。わが国の事情や要望が、改定後の文章にすべて反映されるとも考えにくい。

17　規制改革会議農業ワーキング・グループ「農業改革に関する意見」（2014年５月14日公表）、内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/committee2/140522/item2.pdf参照（2022年２月14日閲覧）。

したがって、再検討の結果として定義・価値・原則の文言が変わるにせよ変わらないにせよ、どのような検討が行われているのか、それがわが国の協同組合にとってどのような意味を持つのかについては、各種の協同組合の多くの組合員・役職員にわかりやすい適切な資料を用いて周知していくことが必要であろう。協同組合のアイデンティティの見直しへの関心と、改定後のICA声明の内容の理解を、各種の協同組合で広く共有することが、JCA2030ビジョンの掲げる「持続可能な地域社会の実現」に向けた重要な契機となり、条件となると考えられるからである。

5．結語

討議資料の標題は「協同組合のアイデンティティを考える」であるが、その「考える」の部分は、英語版ではexaminingと表現されている。アイデンティティのことを「ただthinkする」のではなく、定義・価値・原則の１つひとつを丹念に精査し、評価し、改定が必要かを検証する姿勢を読み取ることができる。

本稿が２．と３．で指摘した４つの主要な論点は、奇しくも前回の改定の際に新たに付け加えられた箇所に関するものであり、25年が経過した時代環境の下で、初めて検証される機会を得たものである。今後の協同組合の発展に資する充実した検証が行われることが期待される。

討議資料は、次のように結ばれている。

「…深刻な経済的、社会的、環境的課題に私たちが直面する中、協同組合が強力な回復力を持ち効果を発揮し続けられるよう、協同組合のアイデンティティはその基盤を提供しているのである。

協同組合は、真の協同、回復力および連帯の精神を象徴しており、またあらゆる種類の課題や変化、危機を乗り越えることができる。世界における現在の課題解決へ協同組合が貢献するためには、私たち自身が協同組合のアイデンティティに関する理解を深める必要がある。」

協同組合のアイデンティティは、様々な課題に連帯して取り組む組合員・役職員にとって、１人ひとりの確信を強めると同時に、互いの結び付きを強めることを通じて、協同組合の事業・運動の「現場における力の源泉」となるべきものである。成長・競争一辺倒に代わる、ポスト・コロナ時代に相応しい新たな価値観（生き方・働き方、社会のあり方）が求められる時代に再検討が行われることの意義も踏まえ、ICA声明の改定に対する関心・理解を深めていきたい。